

注目される企業主導型保育事業

ライフデザイン研究本部 上席主任研究員 的場 康子(まとは やすこ)



企業主導型保育事業の3つの特徴

「企業主導型保育事業」が子ども・子育て支援法の改正により2016年度からスタートした。同事業は、企業等が従業員等の子どもを預かるために自社の営業日や時間に合わせて運営する事業所内保育施設の整備・運営支援をおこなうものである。働きたくても子どもの預け先が見つからないという待機児童問題が依然として解消されていない中、企業等の民間活力を利用し、働く人々の多様な就労形態に対応した保育サービスを提供して、保育の受け皿を拡充することが狙いである。

その特徴の1つは、一般事業主から徴収する拠出金(事業主拠出金)を財源として、子ども・子育て支援新制度に準じた整備費や運営費の支援を受けられる点である。そのため企業は設置・運営にかかる大きな費用負担を必要とせず助成金によって保育所の設置・運営ができる。

2つ目の特徴は、自治体による計画的整備とは別枠で設置できるため、自治体の関与を必要とせずに企業が自由に事業展開できる点である。また従業員が利用する場合、自治体による保育の利用調整を経ずに、利用したい人が利用できるため、保育の必要度が低いとされやすい短時間で働く非正規社員なども利用しやすい仕組みとなっている。

3つ目の特徴は、企業が自社の従業員のために設置することのみならず、従業員以外の地域住民の子どもの受け入れ(地域枠)や、複数企業による共同設置、他の企業との共同利用を可能な仕組みにしている点である。そのため、自社だけでは利用者が集まらない場合でも、保育施設の定員を地域や他社に開放することにより利用者の確保ができるので、従業員規模の小さい企業であっても安定的な運営が期待できる。

こうしたことから企業主導型保育事業は急速に広まり、スタートして1年の間に、全国で871施設(定員20,284人分)に対する助成が決まっている(2017年3月30日現在)。一般企業のみならず、病院や介護施設、大学など多様な事業者が、人材の確保・定着のための一つの手段として、保育所設置が有効であると考えていることがうかがえる。

企業主導型保育事業の今後の課題

一方、今後さらに拡充していくにあたり課題も見えてきた。1つは保育所の設置・運営についての相談機能の充実である。保育所経営についてのアドバイスや、共同設置・利用にあたって連携可能な企業を探すためのコーディネートなどを依頼できると、初めて保育所を設置する企業にとっては心強いし、設置を促すインセンティブにもなると思われる。現状、自治体等が担っている場合もあるが、地域の実情に沿って専門的に相談業務を担う組織があれば望ましい。

2つ目は保育の質を保証するための仕組みの強化である。保育所は子どもの健全な育成を支えるという極めて重要な役割を担う施設である。保育士等の人員配置基準などの遵守はもちろんのこと、行政等による指導・監査の強化や第三者評価の受審促進などにより、子どもの安全や保育の質の確保、助成金の適正運用など運営状況についての重層的なチェック体制が重要だ。

今後も働く人々のニーズに応えるために保育の受け皿拡大が必要とされる中、自社の営業日・時間に合わせて柔軟に、自治体の需給調整による計画的整備の枠外で、認可保育所並みの助成金を受けて、運営できる企業主導型保育事業は、ますます注目されると思われる。